

古賀市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

古賀市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現させ、健康でやりがいを持って働くことや、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に長時間勤務を削減することに留まらず、教職員が勤務時間を意識した業務遂行を実践し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき業務に注力できる時間を創出することにある。

古賀市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、古賀市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 対象

本計画は、古賀市教育委員会が服務監督を行う学校の職員のうち、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

(3) 本市の現状

ア 本市では、令和元年に「古賀市教職員の働き方改革取組方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

イ これまでの取組として、ICカードタイムレコーダーによる勤務時間管理システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図ったほか、定時退校日・学校閉庁時刻・学校閉庁日の設定や週時制の工夫など、様々な取組を実施した。

ウ こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	22.79時間	9.18%	0.21%
中学校	32.23時間	24.21%	0.30%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を前年度以上にする【R7結果 15.04日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を前年度より減少させる【R7結果市10.8% 共済組合11.4%】
- ウ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答についての偏差値を前年度以上にする【R7結果市57.8 共済組合56.7】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を引き続き推進する。
- ②学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務を標準化するなど事務の効率化を検討する。
- ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・各学校においては通話録音装置を設置して電話対応を行う。また、勤務時間外の電話対応には留守番電話の自動応答を活用する。
 - ・学校では対応が困難な事案については、教育委員会と連携しながら対応し、学校運営に関わる法的問題が生じる恐れがある場合などに早期解決が図られるよう、市弁護士もしくは糟屋地区市町教育委員会連絡協議会における教育専門相談事業等を活用する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

④調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・これまでの見直しに加えて、教育委員会から学校に対する調査を継続的に見直す。
- ・その他、電子メールの活用、押印の廃止、不要な回覧、決裁を減らし事務処理の迅速化を図る。

⑤学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・水泳授業は引き続き民間委託とする。
- ・授業等に付随する日常点検は教育職員が行い、その他の定期的な点検は業務委託等により引き続き効率化を図る。

⑥校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の実施回数や清掃範囲を工夫するなど負担軽減を促進する。
- ・その他の環境衛生活動については、各学校の環境整備員や地域ボランティアの参画なども踏まえ実施する。

⑦部活動（「3分類」⑬関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開を推進する。また、地域展開移行期間中の部活動については、次のとおり実施する。
 - ▶原則月曜日、水曜日、日曜日の週3日以上を休養日とする。
 - ▶休養日にやむを得ず活動した場合は、他の日に代替りの休養日を設ける。
 - ▶長期休業中の休養日は学期中の休養日と同様とする。
 - ▶定期考査前の1週間は休養日とする。
 - ▶年末年始の休日（12月29日～1月3日）、学校閉庁日（8月7日～16日）は、古賀市部活動一斉休養日とする。
 - ▶部活動の活動時間は平日2時間以内、休業日は3時間以内とする。
 - ▶早朝練習は行わない。
 - ▶部活動外部指導員等の適正配置を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑧授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教育委員会による教材や指導案の情報提供を充実させる。
- ・学校における教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図る。
- ・ICT環境やAI等の積極的活用により、指導案作成の効率化や教材研究・教材作成の効率化を図る。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑨学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校において、個々人や学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を推進する。
- ・学校行事に係る関係機関との日程調整や準備等について、教師と事務職員との協働のほか、必要に応じ、保護者や地域ボランティア等の協力や業務委託などの方法も検討する。

⑩支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑭関係）

- ・古賀市独自の施策として小中学校に様々な人的配置を行う。

小学校教育支援員、少人数学級対応講師、通級指導教室指導教員、中学校部活動外部指導員、学習支援アシスタント、教育支援センター・校内教育支援センター教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育支援員、ALT（外国語指導助手）、日本語指導講師、学校図書司書、医療的ケア看護職員

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ 教育委員会においては、校長会等で長時間勤務の改善の取組について周知徹底するとともに、長時間勤務の実態を正確に把握し適切な指導を行う。また、業務の見直しを図り効率化に努めたりするなど、校長による長時間勤務改善の取組を校長の業績評価において適正に評価する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 月の時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる教育職員に、医師による面接指導等を行い、必要な対策を講じる。
- イ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ウ 各学校においてストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口の周知を行い、必要に応じて健康管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇の取得を促進し、特に長期休業期間中の連続した取得を引き続き促進する。

カ 毎週水曜日を定時退校日とし、夏季休業期間中に10日間の学校閉庁日の設定を引き続き行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、古賀市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している勤務時間管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りなどが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

附則

- (1) 本計画は、令和8年4月1日から施行する。
- (2) 本計画の施行に伴い、「古賀市教職員の働き方改革取組指針」は廃止する。